

長 監 査 第 3 1 号
令和3年2月22日

長 泉 町 長	池 田 修 様
長泉町議会議長	柏 木 豊 様
長 泉 町 教 育 長	石 井 宣 明 様
長泉町農業委員会会長	渡 邊 偉 様

長泉町代表監査委員 村 田 正 志

長 泉 町 監 査 委 員 山 田 勝

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 2 年度

定 期 監 査 報 告 書

長泉町監査委員

定 期 監 査 結 果

1 監査対象部局

- ・総務部門
行政課、企画財政課、地域防災課
- ・住民福祉部門
福祉保険課、健康増進課、住民窓口課（南部地区センター）、税務課、長寿介護課
- ・都市環境部門
建設計画課、工事管理課、産業振興課（農業委員会）、くらし環境課、上下水道課
- ・教育委員会
教育推進課、こども未来課、生涯学習課、学校給食センター
- ・会計課
- ・議会事務局

2 監査の期間

令和3年1月12日から1月28日まで

3 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年11月30日までの財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について

4 監査の方法

監査にあたっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、当該事務事業の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかについて、あらかじめ提出を求めた監査調書を基に担当課長や関係課職員等から説明を聴取し、抽出した諸帳票類等を照査する方法で行った。

5 監査の結果

監査した事務事業については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部において改善等を要する事項が見受けられたので、所要の措置を検討し、改善されるよう要望する。

事務処理上、留意すべき軽微な事項については、監査の過程において、その都度、口頭により指導を行ったので記述を省略する。

なお、重点項目については、以下のとおりである。

- (1) 予算執行状況
概ね、適正に処理されていた。
- (2) 主要な事務、事業の執行状況
概ね、適正に処理されていた。
- (3) 契約に関する事務
概ね、適正に処理されていた。
- (4) 収入未済の取扱事務
概ね、適正に処理されていた。
- (5) 公金の取扱事務
概ね、適正に処理されていた。
- (6) 指定管理者制度
概ね、適正に処理されていたが、年度協定書に収入印紙が貼りつけられているものがあつた。指定管理制度に基づく協定書は、一般的には請負契約に該当するものではなく、印紙税は非課税とされている。
- (7) 監査の指摘・改善・要望事項に対する措置の状況
 - ① 概ね、適正に処理されていたが補助金に関する事務について、補助行為が常態化する場合には、個別に補助要綱を設けるよう昨年度指摘した。全庁的な取り組みの中で、要綱作成が必要な補助事業の見直し作業が行われているようだが未だに継続中となっている。早期の見直し作業の完了と必要な要綱を作成されたい。
 - ② 補助金交付申請事務で交付決定されないまま補助金を支出している事例が見受けられた。なお、当該事業について補助金としての支出が適正か事業内容を検討されたい。